

平成26年度健康保険料・介護保険料の保険料率について

～介護保険料率に変更になります～

健康保険料率 93/1000 (変更なし)
 介護保険料率 12.4/1000 ⇒ **15.0/1000** (変更)

一般の被保険者は、平成26年3月分保険料から、任意継続被保険者は、平成26年4月分保険料から適用されます。

変更後				
	健康保険料率 (基本保険料率+特定保険料率)			介護保険料率
		基本保険料率	特定保険料率	
事業主	46.5/1000	25.562/1000	20.938/1000	7.5/1000
被保険者	46.5/1000	25.562/1000	20.938/1000	7.5/1000
合計	93.0/1000	51.124/1000	41.876/1000	15.0/1000

※基本保険料率には調整保険料率が含まれております。

平成26年4月から70～74歳の一部負担割合が段階的に見直されます

平成20年度以降、70～74歳の被保険者および被扶養者の医療費の一部負担割合については、軽減特例措置により1割とされてきました。平成26年4月以降は、世代間の公平の観点から、高齢者の生活に大きな影響が生じることがないように、新たに70歳になられる方から、一部負担割合が法定割合の2割に見直されます。



- 平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者および被扶養者*1
⇒ 70歳に達する日の属する月の翌月以降の診療分*2から療養にかかる一部負担割合を**2割**に
- 平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者および被扶養者*3
⇒ 75歳になるまで、一部負担割合は**1割**に(特例措置の継続)

※1 誕生日が昭和19年4月2日以降の人
 ※2 平成26年4月中に70歳に達する被保険者等は同年5月診療分から
 ※3 誕生日が昭和14年4月2日～昭和19年4月1日までの人

70～74歳の被保険者等の一部負担割合と自己負担限度額(月額)

70～74歳の被保険者等の高額療養費算定にともなう自己負担限度額は、下表のとおりとなります。

▼平成26年4月から

	一部負担	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	世帯ごと
現役並み所得者*1	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,400円]
一般低所得者	1または2割	12,000円	44,400円
		8,000円	24,600円
			15,000円

※直近12カ月間に3カ月以上高額療養費に該当した場合、4カ月目以降は多数該当として、[]内の額に自己負担限度額が引き下げられます

- *1 標準報酬月額28万円以上の人が該当。ただし、年収が高齢者複数世帯で520万円、高齢者単身世帯で383万円に満たない場合は、健康保険組合に届け出れば一般と同様の一部負担となります
- *2 70歳以上で世帯全員が市町村民税非課税の人
- *3 70歳以上で世帯全員が市町村民税非課税で所得が一定水準(年金収入80万円以下等)を満たす人

高齢受給者証の一部負担割合の表記が変わります

70～74歳の被保険者等に交付される高齢受給者証の一部負担割合の表記が、これまでの「2割(ただし、平成26年3月31日までは1割)」(現役並み所得者は3割)から右のように変わります。高齢受給者証は、自己負担割合を示す大切なものです。受診の際は、必ず健康保険証とあわせて窓口に表示しましょう。

- 平成26年4月1日以降に70歳に達する場合 ⇒ 「**2割**」
 - 特例措置に該当する場合 ⇒ 「**2割(75歳到達まで特例措置により1割)**」
- ※現役並み所得者は3割

平成26年4月から 産前産後の休業期間中も保険料免除に

育児休業等期間中の健康保険料は、負担の軽減をはかるため、事業主からの申し出により被保険者本人負担および事業主負担とともに免除されています。さらに平成26年4月からは、産前産後休業期間中の健康保険料についても、事業主からの申し出により免除されることになりました。



産前産後休業中の健康保険料免除期間

産前産後休業を開始した日の含まれる月からその産前産後休業が終了する日の翌日が含まれる月の前月までの期間

例 出産予定日6月5日、出産日6月10日、産後休業後引き続き育児休業を開始する場合

●産前産後休業期間 4月25日～8月5日

●保険料免除 4・5・6・7月分

※平成26年4月1日の施行日前に産前産後休業を開始した場合は、施行日を休業開始日とみなします

※育児休業等期間は原則1歳になるまで、とくに必要と認められた場合は1歳6カ月になるまで(会社の育児休業等の制度によっては3歳になるまで延長できます)

※育児休業等期間も保険料は免除されます

産前産後休業終了後の標準報酬月額改定の特例

産前産後休業終了後に育児休業を取得せず復職し、育児等を理由に報酬が下がった場合は、被保険者の申し出により標準報酬月額の改定をすることができます。

※標準報酬月額は、産前産後休業終了日の翌日が含まれる月以後の3カ月間に受けた報酬(支払基礎日数が17日未満の月は除く)の平均額により決定し、その翌月から改定されます

※育児休業等終了後も標準報酬月額改定の特例があります

平成26年1月事業状況

	大阪	神戸	京都	合計	
事業所数(件)	618	95	71	784	
被保険者数(人)	男	53,830	7,525	4,709	66,064
	女	20,684	2,468	2,028	25,180
	計	74,514	9,993	6,737	91,244
平均報酬月額(円)	男	405,345	409,193	362,423	402,724
	女	261,878	259,159	228,023	258,885
	計	365,521	372,138	321,965	363,030
保険料(給与分)1人あたり額(円)	33,993	34,609	29,943	33,762	
保険料(賞与分)1人あたり額(円)	2,794	1,327	1,264	2,520	
保険給付1人あたり額(円)	42,887	42,652	42,482	42,831	
扶養率	0.98	1.05	0.87	0.98	

保険給付1人あたり額には、前期高齢者納付金等を含む

平成26年度 予算が決まる

平成26年度事業計画と収入支出予算が、去る2月20日に開催された組合会で承認されました。

政府は昨年、成長戦略（日本再興戦略）として、すべての健康保険組合に取り組みを求める「データヘルス計画」を盛り込みました。これは、健康保険組合がもっている加入者の受診記録や特定健診・特定保健指導のデータを活用し、病気の重症化予防対策など、みなさま一人ひとりに合った保健事業を効果的・計画的に実施しようとするものです。こうした保健事業によって皆様の健康寿命の延伸を図り、医療費の伸びを抑制することが健康保険組合の重要な取組の一つであると考えます。

大阪薬業健康保険組合の予算概要

健康保険

●収入

みなさまや事業主から納めていただく保険料による収入は、平均標準報酬月額・被保険者数ともに増加を見込み、前年度予算額に比べ9億7,881万5千円増の46億4,572万3千円と見込みました。

その他の収入では、施設利用料や利子収入など雑収入として2億9,223万3千円を計上しました。

●支出

みなさまの医療費などにあてる保険給付費は、被保険者数の増加や診療報酬改定を踏まえ、前年度予算額に比べ4億971万円増の244億3,882万3千円と見込みました。

また、各種健康診断やインフルエンザ予防接種補助など、みなさまの健康をサポートする事業を実施するための費用である保健事業費には、前年度予算額に比べ8,337万7千円増の21億7,256万4千円

を計上しました。

さらに、高齢者医療制度への納付金・支援金全体では213億9,297万6千円と見込みました。この額は前年度予算額に比べ1億7,339万5千円減ではありますが、保険料収入の約46%にあたり、健保財政を圧迫しています。

以上の結果、本来の健保組合の財政状況を示す経常収支では、13億6,662万円の赤字となる厳しい予算となりましたので、法定準備金からの繰入金15億円を計上して収支の均衡を図りました。

厳しい財政状況が続いておりますが、大阪薬業健康保険組合では支出の削減などに努め、より一層の効率的な事業運営を行ってまいりますので、みなさまも健康維持・増進に努めていただき、医療費の節減にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

介護保険

収入	
科目	予算額(千円)
介護保険収入	4,643,487
雑収入	422
収入合計	4,643,909

支出	
科目	予算額(千円)
介護納付金	4,150,873
介護保険料還付金	2,000
積立金	491,036
支出合計	4,643,909

保険料収入は、保険料率の引き上げを踏まえ、前年度予算額に比べ9億1,187万1千円増の46億4,348万7千円を計上しました。

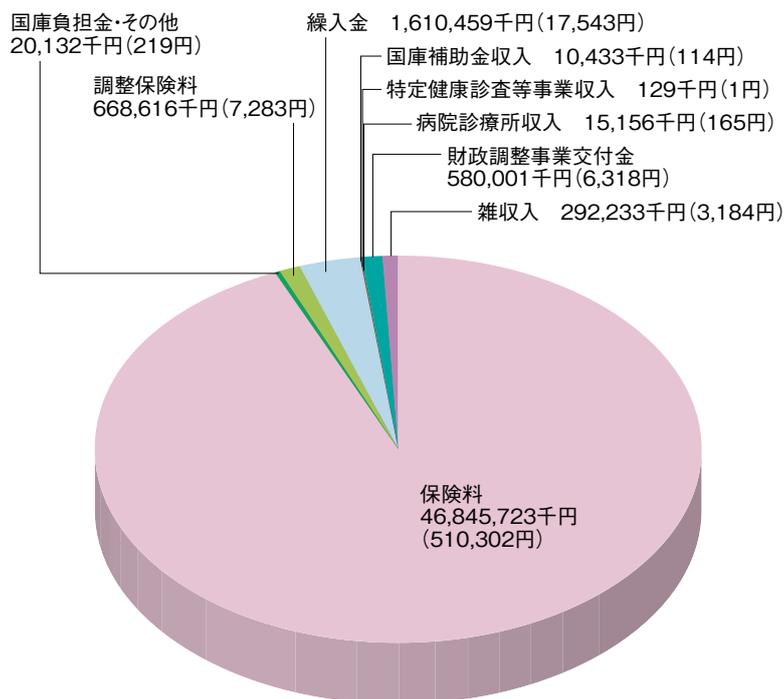
一方、介護サービス等にかかる費用として健保組合が負担する介護納付金は、41億5,087万3千円と見込みました。

予算の概要

健康保険			介護保険		
	平成26年度	対前年度予算比		平成26年度	対前年度予算比
被保険者数	91,800人	1,500人	介護保険第2号被保険者数	69,600人	2,300人
平均標準報酬月額	361,176円	307円	平均標準報酬月額	418,576円	▲3,624円
健康保険料率	1000分の91.7	-	介護保険料率	1000分の15.0	1000分の2.6
調整保険料率	1000分の1.30	-			

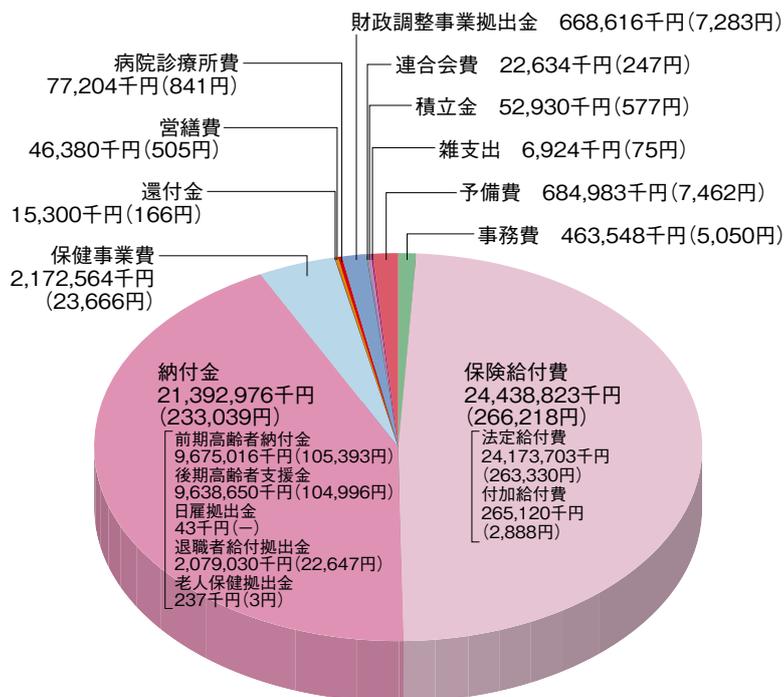
健康保険 収入支出のあらまし

()内は被保険者1人あたり額



収入合計 50,042,882千円 (545,129円)

経常収入合計 47,273,683千円 (514,964円)



支出合計 50,042,882千円 (545,129円)

経常支出合計 48,640,303千円 (529,851円)

平成26年度は主にこのような事業を行います

(◆は厚生年金基金と共同)
(■は新規事業)

保険給付

- 医療の給付 (現物給付)
- 傷病手当金や出産手当金などの支給 (現金給付)
- 付加金の給付

疾病予防

- 生活習慣病健診
- 一般健康診査
- 人間ドック
- 特定健診
- 特定保健指導
- 大腸がん検診
- 腹部超音波検査
- 前立腺がん検診
- 肝炎ウイルス検診
- 乳がん健診
- 子宮がん健診
- 胃がん検診
- 歯科予防健診
- インフルエンザ予防接種の補助
- 禁煙教育
- 健康づくりの各種講習会
- 未受健者の受健の促進
- ピロリ菌検査
- 海外赴任者の健診と予防接種

広報活動

- ◆ 機関誌「健保・基金だより」年4回発行
- ホームページ
- ◆ 実務担当者各種講習会
- 各種委員活動
- 共同事業の参加

体力づくり

- ◆ 野球大会の開催
- ◆ テニス大会の開催
- 夏期「海の家」開設
- 夏期プール券の発行
- フィットネスクラブとの利用契約

固定施設

- 大阪薬業保健センター会議室の貸出

その他

- 契約保養所補助金の支給
- 高額医療費の貸付
- 限度額適用認定証の交付
- 出産費資金の貸付

平成26年度 疾病予防事業概要

被保険者と被扶養者のみなさまの疾病予防対策に力を注ぎ、疾病の早期発見と実施後における健康管理、保健指導の充実をはかるため、次の事業を行います。

※平成26年4月1日から消費税率が引き上げられることになりましたので、増税相当分を料金に反映させていただいております。

各種事業はご家族(被扶養者)もご利用いただけます

種別	項目	対象者	実施回数	一部負担金 (消費税含む)	実施方法 (一次健診)	補助金 (消費税含む)
一般健康診査		被保険者および被扶養者	一般健康診査 生活習慣病健診 人間ドック 特定健診 のいずれかを 年1回 (4月～翌年3月に1回)	1,080円	① 契約医療機関の施設または検診車で巡回、または一定の場所に集合して実施 ② 大阪薬業保健センターで実施	契約外の機関を利用の場合、それぞれの健診(検診)の費用から規定の一部負担金を差し引いた金額 ただし、上限は次のとおり 一般健診 7,020円 生活習慣病健診 14,040円 人間ドック 一泊 23,760円 日帰り 21,600円 特定健診 7,020円 特定保健指導 動機づけ 7,560円 積極的 23,760円 大腸がん検診 1,620円 腹部超音波検査 2,484円 歯科予防健診 3,780円
生活習慣病健診		2,160円				
人間ドック	35歳以上の被保険者および被扶養者	一泊 43,200円 日帰り 21,600円		契約医療機関(健康保険組合連合会契約機関を含む)で実施		
特定健診	40歳～74歳になる被保険者および被扶養者	被保険者 1,080円 被扶養者 なし		特定健診受託機関にて実施 (一般・生活・ドックには特定健診項目を含む)		
特定保健指導	特定健診により必要があると認められた方	※「高確法」のプログラムによる	なし	特定保健指導受託機関にて実施	特定健診 7,020円	
大腸がん検診		35歳以上の被保険者および被扶養者	年1回 (4月～翌年3月に1回)	324円	上記①②のとおり	検診の費用のうち 1,080円を上限に補助
腹部超音波検査				2,376円	上記①のとおり	検診の費用のうち 1,944円を上限に補助
歯科予防健診		被保険者および被扶養者		540円	③巡回と集合にて実施(契約医療機関) ④大阪薬業保健センターで実施	検診の費用のうち 1,080円を上限に補助
前立腺がん検診		50歳以上の被保険者および被扶養者			契約医療機関・大阪薬業保健センターその他で実施	検診の費用のうち 1,944円を上限に補助
肝炎ウイルス検診			当組合在籍期間に1回限り			検診の費用のうち 1,944円を上限に補助
乳がん検診		35歳以上の被保険者および被扶養者	年1回 (4月～翌年3月に1回)		契約医療機関その他で実施 乳腺エコー マンモグラフィ2方向 マンモグラフィ1方向	検診の費用のうち 乳腺エコー 3,024円 マンモグラフィ2方向 4,104円 マンモグラフィ1方向 2,808円 を上限に補助
子宮がん検診					契約医療機関その他で実施 子宮細胞診(自己採取不可)	検診の費用のうち 1,944円を上限に補助
胃がん検診					生活習慣病健診・人間ドック以外で実施した 胃部エックス線検査	検診の費用のうち 6,480円を上限に補助

※高齢者の医療の確保に関する法律

種別	項目	対象者	補助金(消費税含む)	申請方法	その他
インフルエンザ	予防接種	被保険者および被扶養者 (65歳以上等公費補助制度該当者は公費優先)	1,000円 (10月～翌年1月接種分1回限り・接種に要した費用が1,000円未満の場合はその額を限度)	事業主取りまとめによる一括申請(任意継続被保険者は個人請求可) 申請書に次の項目の記載のある領収書(コピー可)を添付 ○予防接種を受けた方の氏名 ○接種した日付 ○「インフルエンザ予防接種代」の表示 ○接種した医療機関等の名称と印 ○予防接種に要した費用	毎年別に定める期間に受けた接種分を2月末までに申請

健康相談コーナー 保健師・管理栄養士による、被保険者および被扶養者の日常生活における健康に関する相談窓口。

◎各種事業内容についてのご質問は、健康管理部(☎06-6941-6352)までお問い合わせください。

◎各種補助金の請求は、必ず年度内(4月～翌3月)に行ってください。

◎歯科予防健診の契約医療機関は、日本歯科衛生協会(大阪支社☎06-6325-8011)と総合健康促進保健協会関西(☎06-4806-1022)の2カ所です。

平成26年度 新規事業のご案内

自宅でできる「ピロリ菌検査」

胃がんの原因の一つは“ピロリ菌”の持続感染であることが解明されており、感染がわかれば除菌治療することで、胃がんになるリスクを減らすことができます。ぜひこの機会に“ピロリ菌”感染の有無を確認してください。

ピロリ菌検査（便中抗原検査）

●対象者

50歳以上の被保険者 および 被扶養者

※ただし、高温による検体への影響を避けるため

7月～9月は検査できません。

※ご利用は「大阪薬業健康保険組合」の在籍期間に

1回に限ります。

●一部負担金

1,080円（1,000円＋消費税）

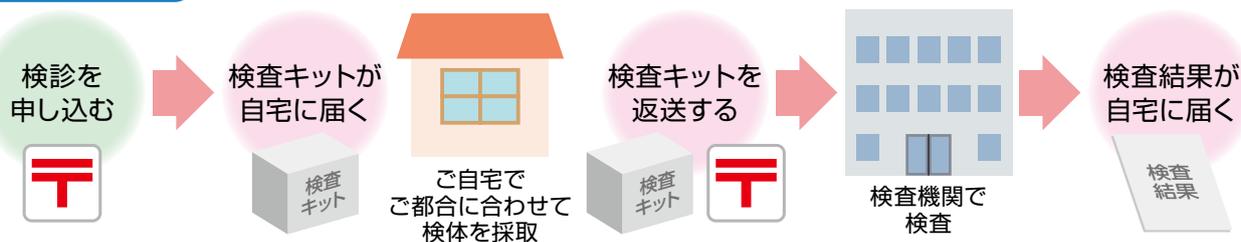
●申込方法

申込書が必要となりますので、当組合にご連絡いただくか、ホームページから印刷してください。

健康管理部 06-6941-6352 <http://www.daiyaku-kenpo.or.jp>



検査の流れ



海外に赴任される方のための事業

企業の海外進出に伴い、海外へ赴任される労働者も増加している中で、大阪薬業保健センターにおいても、「海外赴任前および帰国後の健康診断」ならびに「海外赴任に伴う予防接種」を行います。

海外赴任前および帰国後の健康診断

- 対象者 被被保険者 および 帯同する被扶養者等
- 実施機関 大阪薬業保健センター
- 内容 労働安全衛生規則 第45条の2に基づく健康診断
- 料金 1回につき 12,000円（税別）

海外赴任に伴う予防接種

- 対象者 被保険者 および 15歳以上の被扶養者等
- 実施機関 大阪薬業保健センター〔毎週水曜日 午後2時～（完全予約制）〕
- ワクチンの種類と料金（各1回の接種あたり）（税別）
A型肝炎6,000円、B型肝炎4,000円、破傷風3,000円、日本脳炎5,000円

申込方法

いずれも申込書が必要となりますので、当組合にご連絡いただくか、ホームページから印刷してください。
健康管理部 06-6941-6352 <http://www.daiyaku-kenpo.or.jp>

契約保養所利用補助金のご案内

1. 補助対象者 被保険者ならびに被扶養者として認定を受けている配偶者
 2. 補助額 1泊2,000円（北国グランドホテルは3,000円） 年間（4/1～翌3/31）2泊まで
 3. 補助対象施設 A. ジェイティービー協定旅館およびホテル（一部取り扱いできない施設がありますので、詳しくはジェイティービー各支店にてご確認ください）
 B. 組合独自の契約施設（次の18施設です）

ラフォーレ直営施設	予約センター 大阪 TEL 06-6396-5489 東京 TEL 03-6409-2800	シティプラザ大阪	大阪市中央区本町橋2-31 TEL 06-6947-7702
ダイワロイヤルホテルズ	予約センター TEL 0120-017-626	青山ガーデンリゾートホテル ローザブランカ	三重県伊賀市寺脇721 予約専用 TEL 0595-52-3800
プリンスホテル	予約センター TEL 0120-33-8686	柏原市健康保養センターサンヒル柏原	大阪府柏原市安堂町115-1 TEL 072-972-3377
ホテルグリーンプラザ	予約センター TEL 03-5272-3111	北国グランドホテル	福井県敦賀市中80-1-3 TEL 0770-22-4551
(社)国民宿舎協会	URL http://www.kokumin-shukusha.or.jp	花はす温泉 そまやま	福井県南条郡南越前町中小屋60-1 TEL 0778-47-3368
ハウス海の子	兵庫県豊岡市竹野町竹野603 TEL 0796-47-0139	今庄365温泉 やすらぎ	福井県南条郡南越前町板取85-6 TEL 0778-45-1113
グリーンピア三木	兵庫県三木市細川町垂穂字横山894-60 TEL 0794-83-5211	ニューサンピア敦賀	福井県敦賀市呉羽町2番地 TEL 0770-24-2111
ふるばやし	兵庫県豊岡市竹野町竹野駅前 TEL 0796-47-0026	民宿 長谷	福井県三方上中郡若狭町食見 TEL 0770-46-1735
くろよんロイヤルホテル	長野県大町市日向山高原 TEL 0261-22-1530	かんぽの宿	URL http://www.kanponoyado.japanpost.jp

4. 利用方法

A. ジェイティービー協定旅館およびホテル

- ①ジェイティービーの窓口で予約。
- ②利用申込書（桃色4枚複写）を組合へ提出し、承認を受ける。
- ③組合承認済みの利用申込書をジェイティービー窓口へ提出し、補助金額を差し引いた料金を支払い、クーポンを受け取る。
- ④宿泊施設へクーポンを渡す。
※予約人員の増減または取り消しが生じたときは、必ず健康保険組合およびジェイティービーにご連絡ください。

B. 組合独自の契約施設

- ①直接、各施設へ予約。
- ②利用申請書（青色2枚複写・北国グランドホテルのみ白色2枚複写）を組合へ提出し、承認を受ける。
- ③組合承認済みの利用案内書を宿泊施設へ提出し、補助金額を差し引いた料金を支払う。
※予約人員の増減または取り消しが生じたときは、必ず健康保険組合および各施設にご連絡ください。

夏期海の家開設のお知らせ

今年も例年どおり7月19日（土）から8月31日（日）まで「海の家」を開設いたします。申し込み方法等につきましては、事前に各事業所宛にご案内しておりますのでご確認ください（組合ホームページの「健保組合からのお知らせ」にも掲載しております）。なお、予約は5月7日（水）午前9時より受け付けます。

●施設名 「ハウス海の子」 兵庫県豊岡市竹野町竹野603番地 TEL・FAX 0796-47-0139

●利用料金

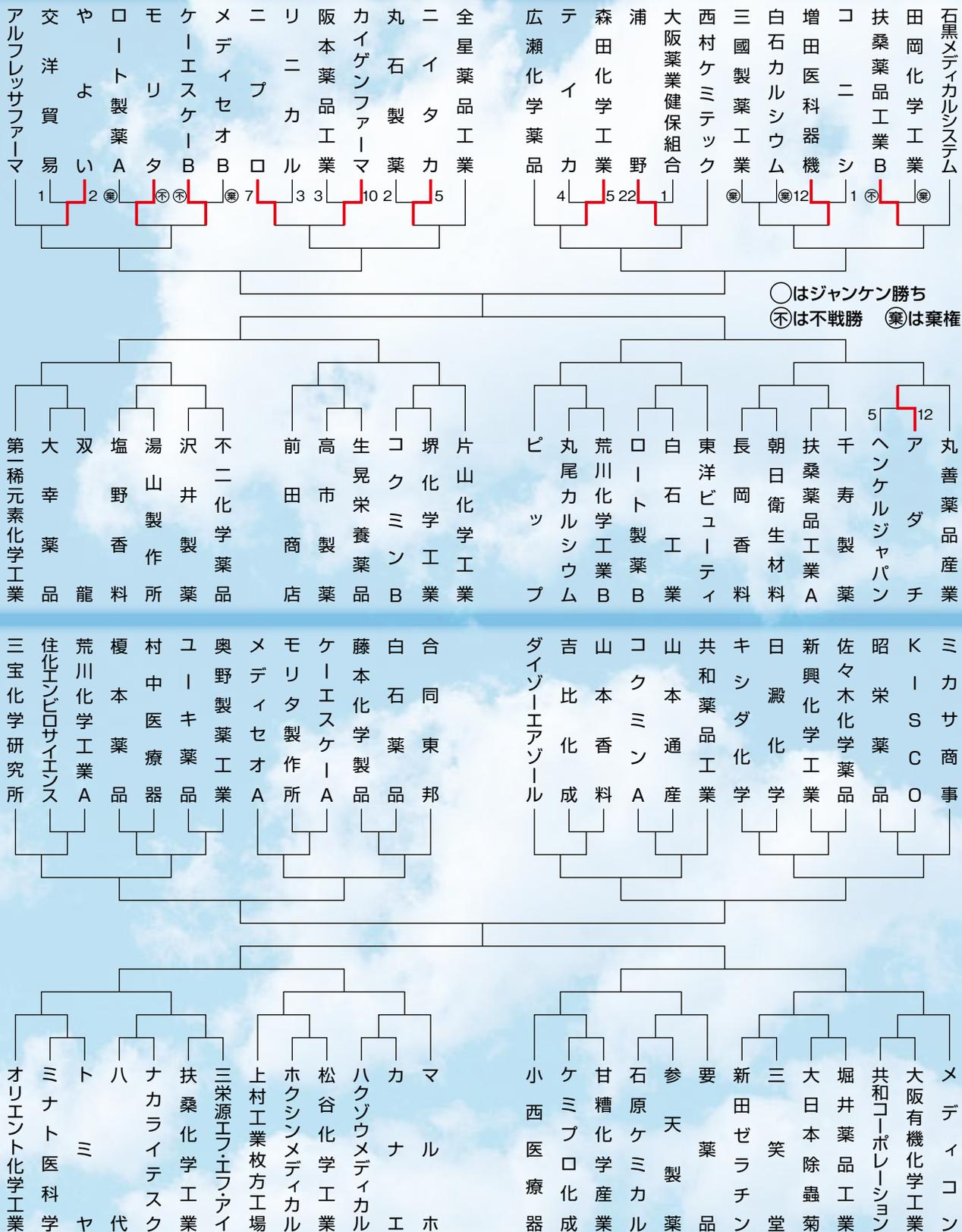
大人（中学生以上） 1泊2食 **4,000円** 小人（4歳～小学生） 1泊2食 **2,500円**
 ※組合員以外の大人 1泊2食 **6,000円** 小人 1泊2食 **3,500円**

第30回 大阪薬業健保・基金 野球大会始まる

第30回野球大会が、3月15日（土）舞洲スポーツアイランドで105チーム（99事業所）が参加のもとに開幕しました。

開会式では、昨年優勝した石黒メディカルシステムから優勝旗の返還、コニシ・山添寛知選手の選手宣誓があり、13日間にわたる熱戦が始まりました。

トーナメント表と3月17日現在の戦績は次のとおりです。



フィットネスクラブ 法人契約締結のご案内

当組合は平成26年4月から下記のフィットネスクラブと法人契約を締結しました。
被保険者および被扶養者のみなさまの健康づくりに役立てていただきたくご案内します。
なお、利用にあたっての問い合わせは、下記の各施設に直接お願いします。

新規ご登録キャンペーン実施中!!!! (2014年6月最終営業日まで)

[対象者] 被保険者さま、被扶養者さま ※16歳以上



フィットネスクラブコスバ 検索

A 都度利用会員 <都度払い制>

利用料のみで、コスバ全店舗がご利用いただけます

2014年6月最終営業日まで
会員証発行手数料 0円
(通常1,000円)

➡ 初期登録日の施設利用に限り **500円** (なんと!! 半額!!)

C テニスクラブ利用制度

- ① スクール月会費
- ② レンタルコート

B コーポレート会員 <月会費制>

月会費のみで、同じ店舗を何度でもご利用いただけます

2014年6月最終営業日まで
登録手数料 0円
(通常3,000円)

入会手続きに必要なもの
A B 健康保険被保険者証のみ **C** 月会費(1.5カ月~2.5カ月分)
 健康保険被保険者証・通帳+届出印

※表示価格は全て税抜です。
 ~お問い合わせ先~
 株式会社オージススポーツ
 法人営業チーム
 TEL.06-6262-3474

KONAMI SPORTS CLUB

2014年4月1日より、コナミスポーツクラブとの法人契約スタート!

通える回数に合わせてプランをお選びいただけます。
ベースが変わっても、毎月プランの見直しができるから安心!

【ご利用対象者】被保険者、被扶養者

※施設のご利用は16歳以上が対象です。(一部例外の施設がございます)

【ご入会手続きに必要なもの】健康保険証/会員証発行手数料1,000円/クレジットカードまたは金融機関のキャッシュカード(月会費制のみ)

※月会費、利用料はご利用になる施設カテゴリにより異なります。

※表示価格は全て税抜です。

月会費制			都度利用料制
まずは 週1 (月4回まで)	しっかり 週2 (月8回まで)	たっぷり 週3 (月12回まで)	気軽に 都度利用(A) (1回毎のお支払い)
月々 4,400円~	月々 6,000円~	月々 8,100円~	1回 800円~

たっぷり**週3** プラス キャンペーン!!
 2014年4月から1年間、「たっぷり週3」の回数追加利用料(300円/回)が**0円**!!
 キャンペーンの詳細はホームページからチェック!!

料金プランや入会手続き、キャンペーン等の詳細はお電話またはホームページからお問い合わせください。

◎コナミスポーツクラブ情報ダイヤル

0120-919-573

受付時間 平日 9:00~19:00
 土・日・祝休日 10:00~18:00

◎ホームページ

コナミスポーツクラブ法人会員

検索 で今すぐ検索!!



4月1日から全国400カ所以上の「セントラルスポーツクラブネットワーク」が利用できるようになりました!

ご利用いただくにはコーポレートメンバーズカードの登録が必要となります。(利用対象者:被保険者およびその扶養者)

カード発行料 **「無料」** キャンペーン開催中!

期間 **2014.4/1(水)~6/30(水)**

コーポレートメンバーズカード発行料 (税抜) **通常500円 ▶ 無料**

施設利用料(1回につき)

500円	1,000円
1,500円	2,000円

※施設により利用料は異なります。利用施設(カード発行施設)はインターネットから確認いただけます。※表示価格は税抜となります。※個人での月会費契約は対象外となります。

ご利用の流れ

STEP 1 施設にお越しください
 お近くの**カード発行施設**にお越しいただき、受付にて「コーポレートメンバーズカード」の作成をお申し出ください。

STEP 2 申込手続き
 所定の申込書記入・写真撮影をさせていただきます。

STEP 3 手続き終了
 カード作成には約1週間から2週間かかる場合があります。その期間は申し込み時に発行する「仮カード」でご利用いただけます。

STEP 4 本カード受け取り後(2回目以降)
 全国400カ所以上のクラブをご利用いただけます。ご利用時はコーポレートメンバーズカードの提示と、施設規定の利用料が必要となります。

申し込みに必要なもの **健康保険証 認印 カード発行手数料 通常500円(税抜) ▶ キャンペーン期間中 無料**

※詳しくは下記【お問い合わせダイヤル】までお問い合わせください。

セントラルスポーツ株式会社 法人事業部 **TEL.03-5543-1819**
 エリア法人会員専用 お問い合わせダイヤル 月~金曜日 9:30~18:00 ※祝日を除く

●発行所 大阪薬業健康保険組合 大阪市内中央区平野町3丁目2番5号 ☎06(6941)5001
 大阪薬業厚生年金基金 大阪市内中央区平野町3丁目2番5号 ☎06(6945)1021